高齢者障害者等…円滑化促進法（バリアフリー法）

特定建築物

- 法2条十六号
  令4条一号～二十二号
- 学校、病院、劇場、観覧場
- 集会場、百貨店、ホテル、
- 事務所、共同住宅、老人ホーム
- その他の多数の者が利用する
- 政令で定める建築物　またはその部分

計画の認定

- 法17条
- 建築主等
  - 特定建築物を建築しようとするとき　建築等及び維持保全計画を作成
- 特定行政庁　認定を申請することができる
- 建築確認
  - 建築の認定申請に併せて
  - 特定行政庁に提出
  - 建築主事の適合通知　受けるよう申し出ることができる

特別特定建築物

- 法2条十七号
  令5条一号～十九号
- 不特定かつ多数のものが利用し
- 主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物のうち
- 特定建築物のうち政令で定めるもの
- 法14条、令9条
- 床面積の合計
  - 建築（用途変更を含む）しようとしてするもの
  - 2,000㎡以上
  - 公衆便所は50㎡以上
- 建築物移動等円滑化基準　適合させなければならない

建築物特定施設

- 法2条十八号
  令6条一号～十号、規則3条
- 出入口、廊下等、階段、傾斜路
- 昇降機、便所、ホテル又　ホテル又は旅館の客室
- 敷地内の通路、駐車場　浴室又はシャワー室
- （国土交通省令で定める施設）

建築基準法に関する特例

- 法19条
  令24条、法23条、法24条
- 認定特定建築物
  - 容積率の算定の基礎となる延面積
  - 建築物特定施設の部分の面積
  - 認定特定建築物の延べ面積
    - 1/10を限度
    - 算定しない
- 既存の特定建築物に車いす使用者ELVを設置する場合
  - ELVが所定の基準に適合
  - 所轄行政庁が認めたとき
  - 耐火・防火に関する規定の適用
  - ELV構造　←耐火構造とみなす
- 建築物特定施設　床面積　通常の床面積より　著しく大きい
- 主務大臣　認めて定める基準に適合
- 特定行政庁　許可の範囲内において
  - 容積率の限度
  - 超えるものとすることができる